

○国土交通省告示第三百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年三月二十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道4号改築工事（伊達拡幅・福島県伊達郡国見町大字藤田字天上田地内から同町大字石母田字鹿島地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 福島県伊達郡国見町大字藤田字天上田及び字滝川四、大字森山字滝東、字上野台及び字西上野並びに大字石母田字硯石、字上野及び字鹿島地内
- 2 使用の部分 福島県伊達郡国見町大字藤田字天上田及び字滝川四、大字森山字滝東、字上野台及び字西上野並びに大字石母田字硯石、字上野及び字鹿島地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道4号改築工事（伊達拡幅）」（以下「本件事業」という。）は、福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二地内から同町大字石母田字鹿島地内までの延長1,600mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法第12条の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点とし、青森県青森市に至る延長約838kmの主要幹線道路である。

福島県伊達郡国見町を通過する本路線は、県道白石国見線を介して高速自動車国道東北縦貫自動車道の国見インターチェンジと連絡するなど交通の利便性に優れることから、本路線周辺には、数多くの工業団地などが集積している。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であることから、交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成27年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、県道白石国見線～福島・宮城県境間で12,472台/日であり、混雑度は2.02となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから、交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年3月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているマルタニシ及びケスジドロムシ、準絶滅危惧として掲載されているトウキョウダルマガエル及びコオイムシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、ふくしまレッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているセイタカシケシダがそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、確認箇所が直接改変区域から十分に離れていることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周

知の埋蔵文化財包蔵地が1か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、令和3年12月7日に都市計画決定された都市計画と、のり面等を除き基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる福島県道路整備促進協議会等より、人流・物流の活性化等の理由から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福島県伊達郡国見町役場